



(介護予防)小規模多機能型居宅介護 **フラット高町**

◆事業所の概要

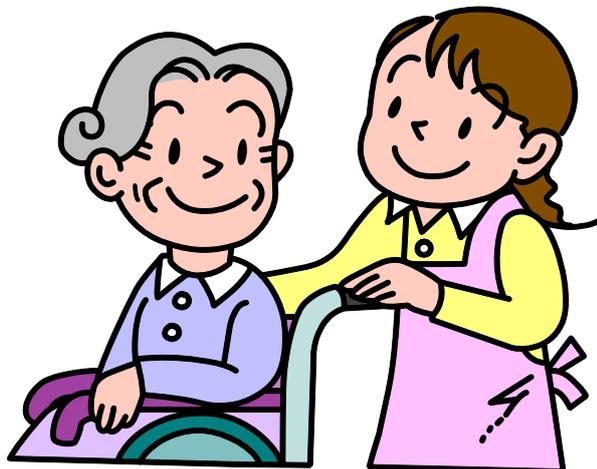
- *ご契約者定員・・・25名
- *1日の宿泊サービスご利用者定員・・・6名
- *1日の通いサービスご利用者定員・・・15名
- *訪問サービス・・・随時（但し、受診介助については内容、時間等は応相談）

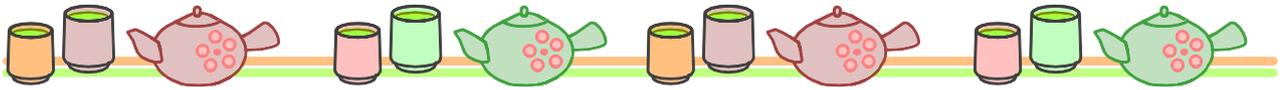
◆こんな方にご利用いただけます

- ① 要支援1～要介護5の方まで広くご利用いただけます
 - ・要介護認定を申請中の方でも安心してすぐにご利用いただけます
 - ・お風呂だけの利用、食事だけの利用、運動だけの利用など個別のニーズに対応できます
 - 例えば：ご家族の都合もあり、夕食を食べてからご自宅へ帰宅する
- ② 必要に応じ、必要なサービスを組み合わせてご利用いただけます。
 - ・「通い」、「訪問」、「宿泊」をご本人やご家族の生活ペース等に応じて組合せ
 - 例えば：「通い」の予定だったが、体調がすぐれない・・・「訪問」で様子を伺う
- ③ 緊急時での急な変更や追加利用を受けています。
 - ・いざという時の心配がありません
 - 例えば：予定日以外でも「通い」、「訪問」、「宿泊」の追加
- ④ 同じ環境で同じ職員が対応いたします。
 - ・環境の変化に敏感な認知症の方に安心して利用していただけます

◆ご利用いただけない場合もあります

- ① 重度の認知症により集団生活になじめない方
- ② 医療依存度の高い方





◆利用の仕組み

① ご利用にあたっては、現在のケアマネージャーからプラット高町のケアマネージャーに変更になります。

② 利用料について

介護保険での1割負担は月単位で決まっています。訪問、宿泊、通いサービスの利用回数に関わらず同じ金額です。(※負担割合によって2割・3割負担の方もいます)

*基本利用料のほか、個別に法定加算があります。

<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1・・・ 3, 450円 ・要支援2・・・ 6, 972円 ・要介護1・・・ 10, 458円 ・要介護2・・・ 15, 370円 ・要介護3・・・ 22, 359円 ・要介護4・・・ 24, 677円 ・要介護5・・・ 27, 209円 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期加算 (30日以内) 30円/日 ・サービス提供体制強化加算(I) 750円/月 ・総合マネジメント体制強化加算(I) 1200円/月 ・訪問体制強化加算 1000円/月 ・認知症加算 (Ⅲ) 760円/月 ・認知症加算 (Ⅳ) 460円/月 ・若年性認知症利用者受入加算(要介護) 800円/月 ・科学的介護推進体制加算 40円/月 ・小規模多機能型処遇改善加算(I) ⇒所定単位数の14.9% ・中山間地域等における小規模事業所加算 ⇒所定単位数の10%
<p>ご利用に応じた他費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶食費 朝 480円、昼 680円、夕 620円 ▶宿泊費 1泊 3500円 ▶おやつ(飲み物含む)代 1回 100円 ▶おむつ等の実費 	

(上記は1割負担になります)

※上記の点数の中には、訪問看護や訪問リハビリなどの医療系のサービスや福祉用具のレンタル料等は含まれません。

③ 通いサービス 6時00分～21時

訪問サービス 随時

宿泊サービス 21時～6時00分

◎随時、ご相談・見学をお受けいたします

ご不明な点はお気軽にご相談下さい



連絡先 小規模多機能型居宅介護 プラット高町(清水・大関)
 TEL 39-3019
 FAX 39-3039